

不動産使用証明書の交付申請手続について（姫路市）

令和6年4月

社会福祉法人、学校法人、宗教法人、公益社団法人及び公益財団法人が自己のために受ける不動産登記について、登録免許税が非課税となるものがあります。

非課税措置を受けるためには、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が発行する証明書が必要となりますので、次を参照のうえ申請してください。

1 登録免許税が非課税となる主な登記

対象法人	非課税となる登記
・社会福祉法人	① 当該法人が社会福祉事業の用に供する、<u>建物</u>の所有権の取得登記 ※③に該当するものを除く ② 当該法人が社会福祉事業の用に供する、<u>土地</u>の権利の取得登記 ※④に該当するものを除く
・社会福祉法人 ・学校法人 ・宗教法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人	③ 自己の設置運営する<u>認定こども園</u>、<u>認可保育所</u>又は<u>家庭的保育事業等</u>の用に供する、<u>建物</u>の所有権の取得登記 ④ ③の建物の敷地等、直接に保育若しくは教育の用に供する<u>土地</u>の権利の取得登記

2 証明書の発行機関

非課税となる登記のうち、姫路市内の土地・建物に関するものは、次のとおり姫路市長または兵庫県知事が証明書を発行します。

不動産の用途	発行機関
① 社会福祉法人が、社会福祉事業の用に供する建物の所有権または土地の権利の取得登記 ② 社会福祉法人（姫路市が所管する社会福祉法人に限る）が、自己の設置運営する認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）または家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）の用に供する建物の所有権の取得登記または当該建物の敷地その他の直接に保育もしくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 ③ 姫路市以外が所管する社会福祉法人、学校法人、宗教法人、公益社団法人および公益財団法人が、自己の設置運営する認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）または家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育もしくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	姫路市長 （①および②に係る証明について） 担当 監査指導課 法人施設担当 電話 079-221-2387 （③に係る証明について） 担当 幼保連携政策課 監査・指導担当 電話 079-221-2738

・乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、幼稚園型認定こども園等の兵庫県所管の社会福祉施設等	兵庫県知事 (担当部署は兵庫県の各施設所管課に お問い合わせください 電話 078-341-7711 (代表))
--	---

3 申請手続

姫路市に証明書の発行を申請される場合は、登記の種類により次の書類をご提出ください。

登記の種類	提出書類
①建物の所有権保存登記	申請書 (2部) ・「登録免許税法別表第3に掲げる登記に係る証明願」 添付書類 (1部) ①表示登記を行った登記事項証明書 (全部事項証明書) ②建築確認済証 (写)、建築確認申請書 1～5面 ③建築検査済証 (写) ④【社会福祉法人】 登記完了後直ちに基本財産に編入する旨の誓約書 ⑤【姫路市所管社会福祉法人以外の法人】 法人の現在事項全部証明書
②建物の所有権移転登記	申請書 (2部) ・「登録免許税法別表第3に掲げる登記に係る証明願」 添付書類 (1部) ①売買契約書又は贈与契約書 (写) ②当該不動産の登記事項証明書 (全部事項証明書) ③【社会福祉法人】 登記完了後直ちに基本財産に編入する旨の誓約書 ④【姫路市所管社会福祉法人以外の法人】 法人の現在事項全部証明書

③土地の所有権移転登記	申請書（２部） ・「登録免許税法別表第３に掲げる登記に係る証明願」 添付書類（１部） ①売買契約書又は贈与契約書（写） ②当該不動産の登記事項証明書（全部事項証明書） ③当該不動産の法務局備え付けの公図 ④【社会福祉法人】 登記完了後直ちに基本財産に編入する旨の誓約書 ⑤【姫路市所管社会福祉法人以外の法人】 法人の現在事項全部証明書
④土地に係る賃借権又は 地上権の設定登記	申請書（２部） ・「登録免許税法別表第３に掲げる登記に係る証明願」 添付書類（１部） ①当該権利設定契約書（写） ②当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書） ③当該土地の法務局備え付けの公図 ④【姫路市所管社会福祉法人以外の法人】 法人の現在事項全部証明書
備 考	・非課税の登記に該当することを確認するため、その他の書類を提出いただくことがあります。 ・申請書等の様式は、姫路市ホームページからダウンロードいただけます。 （アドレス https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002312.html 検索サイトからは「姫路市 不動産使用証明書」で検索できます）

4 提出方法

- ・紙資料を窓口または郵送にて提出
- ・電子データを電子メールにて提出

5 提出部数（紙資料での提出の場合）

２部（添付書類については１部）

6 留意事項

申請内容を確認後、証明書を発行しますので、余裕をもって申請してください。

なお、証明書は即日交付できません。翌日以降の交付となりますので、あらかじめご了承ください。

7 証明手数料

300円

※証明書の作成完了後、証明手数料の納付書を監査指導課または幼保連携政策課でお渡ししますので、当日中（午後3時まで）に納付書裏面に記載の金融機関窓口で納付してください。

納付後、領収書を監査指導課または幼保連携政策課に提出していただいた時点で、証明書を交付します。（担当課において、領収書のコピーをいただきます。）

8 問い合わせ先及び書類提出先

- ・社会福祉法人（姫路市が所管する社会福祉法人に限る）が、社会福祉事業の用に供する建物の所有権または土地の権利の取得登記
- ・社会福祉法人が、自己の設置運営する認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）または家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）の用に供する建物の所有権の取得登記または当該建物の敷地その他の直接に保育もしくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

〒670-8501

兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市健康福祉局 監査指導課 法人施設担当（本庁舎8階）

電話 079-221-2387 ファクス 079-221-2487

メールアドレス kansashido@city.himeji.hyogo.jp

- ・姫路市以外が所管する社会福祉法人、学校法人、宗教法人、公益社団法人および公益財団法人が、自己の設置運営する認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）または家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育もしくは教育の用に供する土地の権利の取得登記

〒670-8501

兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市こども未来局 幼保連携政策課 監査・指導担当（本庁舎2階）

電話 079-221-2738 ファクス 079-221-2988

メールアドレス kodomoseisaku_keikaku@city.himeji.hyogo.jp